

## 感染対策に要した費用を補助対象経費とします。

イベント等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が必要であることから、令和4年度においては感染対策に要した費用を補助金の対象経費とします。

### 感染拡大防止のための以下の費用を補助の対象とします。

- ◆ イベント等の実施会場において、スタッフ及び来場者が使用するマスク、手指消毒液の購入費用
- ◆ イベント等の実施会場の消毒に要した消毒液等の購入費用
- ◆ イベント等の実施会場に設置する、空気清浄機等のリース費用

### 以下の費用は補助の対象外です。

- ◆ 備品の購入費用（空気清浄機、サーマルカメラ、体温計等）

### 留意事項

- ・ イベント等の規模にあわせた必要量を購入してください。
- ・ パッケージ商品等のため必要数以上のマスクや消毒液などを購入される場合には、申請事業に対して必要数相当の金額となるよう再計算の上対象経費として計上してください。

### 参考：本補助金の対象経費及び対象外経費

項目	内容
出演・出展関係費	出演料、演奏料、指揮料、演出料、振付料、展示品借上料等
旅費	出演者・講師・団体の構成員が事業本番及びリハーサルに参加するための会場までの交通費及び宿泊費、出演者・講師が事業実施のための進捗会議等に出席するための交通費で議事録等により出席が確認できるもの 等
印刷・広報関係費	ポスター・チラシ・パンフレット印刷、広告料、宣伝料等
設営・舞台費	会場設営・撤去費、舞台費、音響費、照明費、楽器運搬費、展示物運搬費、会場整理・警備費等
会場費	会場使用料、設備使用料等
その他	知事が特別に認めるもの（令和3年度は上記感染対策費用が対象）

#### ※補助対象外経費例

- ◆ 申請団体構成員以外が支出した経費
- ◆ 申請団体の構成員に対する謝金
- ◆ 申請団体及び申請団体構成員自身が請求者となっている経費で、必要性・合理性がないもの
- ◆ 事業が終了しても団体に残るもの（衣装・楽器・美術作品等）の購入費
- ◆ 賞金、賞品等にかかる経費
- ◆ レセプション費用、飲食関係費用（打合せ等名目も不可）、手土産費用等
- ◆ 団体運営費及び事務所維持費（経常的経費や物品購入費等は補助対象事業に要する経費とならないので、収支予算書には記入しないでください。）
- ◆ 金融機関等に対する振込手数料
- ◆ ガソリン代（レンタカーの場合を除く）
- ◆ 切手、ポイント等で支出した経費
- ◆ 補助金申請のための経費
- ◆ 補助金の一部交付の申請のための経費
- ◆ 補助金実施報告のための経費
- ◆ その他助成対象として適当でないと知事が判断したもの